

発 議 第 3 号

沼津市議会傍聴規則の一部改正について

沼津市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月30日 提出

沼 津 市 議 会 議 員

川 口 慶
浅 田 美重子
村 木 豊
江 本 浩 二
長 田 吉 信
深 田 昇
加 藤 明 子
高 橋 達 也
浅 原 和 美

沼津市議会傍聴規則の一部を改正する規則

沼津市議会傍聴規則（昭和41年沼津市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第3条中「または」を「又は」に改める。

第7条第2項中「終った」を「終わった」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（傍聴席に入ることができない者）

第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険な物を持っている者
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
 - 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第11条中「または」を「、又は」に改める。

第12条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

「提案理由」

標準市議会傍聴規則の一部改正に伴い、社会情勢を反映した内容に改めるほか、所要の改正を行うものである。